

## 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 風適法第9条第1項の規定に基づく風俗営業所の構造又は設備の変更承認に関する事務の項中「11,000円」を「9,900円」に改め、同表風適法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定に関する事務の項中「15,000円」を「13,000円」に、「11,700円」を「10,000円」に改め、同表風適法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可に関する事務の項中「8,000円」を「8,700円」に改める。

別表第4中「25,000円」を「22,000円」に改める。

別表第5 警備業法第22条第2項、第5項、第6項及び第8項の規定に基づく警備員指導教育責任者に関する事務の項及び警備業法第42条第2項並びに同条第3項において準用する同法第22条第5項及び第6項の規定に基づく機械警備業務管理者に関する事務の項中「2,000円」を「1,800円」に改める。

別表第6中「4,600円」を「5,400円」に改める。

別表第7 火薬類取締法第19条第1項の規定に基づく火薬類の運搬証明書の交付に関する事務の項中「2,400円」を「2,100円」に改める。

別表第8 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、第4条の4第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第2項並びに第7条の3第2項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可に関する事務の項中「1,600円」を「1,800円」に、「2,200円」を「1,900円」に改める。

別表第9 第1項の表運転免許試験手数料の項中「1,600円」を「1,550円」に、「4,400円」を「4,100円」に、「7,050円」を「6,600円」に、

道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円
---	--------

を

道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円
---	--------

に、「2,200円」を「2,550円」

に、「3,100円」を「3,350円」に、「2,950円」を「2,600円」に、「4,500円」を「4,050円」に、

1,850円
1,500円
1,750円

を

1,900円
1,500円
1,700円

に、「4,550円」

を「4,800円」に、「2,850円」を「2,900円」に、「4,400円」を「4,350円」に改め、同表検査手数料の項中「4,050円」を「3,900円」に、「6,700円」を「6,400円」に、「3,850円」を「3,750円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同表再試験手数料の項中「2,000円」を「1,900円」に、「4,650円」を「4,400円」に、「1,950円」を「1,750円」に、「2,850円」を「2,550円」に、「1,750円」を「1,650円」に、「3,300円」を「3,100円」に、「1,050円」を「1,000円」に改め、同表免許証交付手数料の項及び免許証再交付手数料の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表免許証更新手数料の項中

免許証の更新（道交法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合）	2,500円
---	--------

を

免許証の更新（道交法第101条の2の2第1項の規定により免許証	2,550円
---------------------------------	--------

に改め、同表運転経

の更新の申請をする場合)

歴証明書交付手数料の項及び運転経歴証明書再交付手数料の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表認知機能検査手数料の項中「650円」を「750円」に改め、同表審査手数料の項中「1,450円」を「1,400円」に、「3,000円」を「2,850円」に改め、同表技能検定員資格者証交付手数料の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項中「23,100円」を「23,400円」に、「19,650円」を「19,500円」に、「14,500円」を「14,700円」に、「21,700円」を「21,500円」に改め、同表教習指導員資格者証交付手数料の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「14,600円」を「14,550円」に、「11,800円」を「11,850円」に、「9,400円」を「9,650円」に、「12,750円」を「12,450円」に改め、同表認知機能検査員講習手数料の項中「講習1時間について700円」を「1,400円（自動車安全運転センターの研修等を受けたことにより講習項目が省略される場合にあつては、800円）」に改め、同表国外運転免許証交付手数料の項中「2,400円」を「2,350円」に改め、同表講習手数料の項中「2,100円」を「1,950円」に、

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習1時間について4,100円
---	-----------------

を

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習1時間について4,450円
---	-----------------

に、「3,400円」を「3,500円」

に、「2,450円」を「2,800円」に、

大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について4,100円	を
----------------	-----------------	---

大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について4,150円	に、「1,400円」を「1,500円」
----------------	-----------------	---------------------

に、「1,300円」を「1,400円」に、「講習1時間について650円」を「講習1時間について750円」に、「講習1時間について2,400円」を「講習1時間について2,450円」に、「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を「7,950円」に、「5,650円」を「5,800円」に、「2,000円」を「2,250円」に、「4,300円」を「4,450円」に、

小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	2,400円	を
---	--------	---

小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	2,350円	に、「13,200円」を「12,500
---	--------	---------------------

円」に、「1,900円」を「2,000円」に、「1,500円」を「1,800円」に改め、同表駐車監視員資格者証再交付手数料の項中「2,000円」を「1,800円」に改める。

別表第9第2項の表1の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」

2,450円	2,500円
--------	--------

に改め、同表3の項及び4の項中

1,950円
1,950円

を

2,000円
2,000円

に改め、

同表5の項中「2,000円」を「2,350円」に、「1,950円」を「1,900円」に、「2,500円」を「2,650円」に改め、同表6の項中「1,750円」を「1,800円」に、「2,100円」を「2,050円」に改め、同表備考1中「2,450円」を「2,350円」に、「850円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,100円」を「2,900円」に改め、同表備考2中「550円」を「500円」に、「350円」を「300円」に改める。

別表第9第3項の表1の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」に改め、同表2の項中「1,350円」を「1,400円」に、「1,250円」を「1,300円」に、「1,300円」を「1,350円」に改め、同表3の項中「1,250円」を「1,300円」に、「1,200円」を「1,250円」に、「1,100円」を「1,250円」に改め、同表4の項及び5の項中「1,550円」を「1,600円」に改め、同表6の項中「1,400円」を「1,500円」に、「1,200円」を「1,250円」に改め、同表備考1中「2,500円」を「2,400円」に、「3,150円」を「2,850円」に改め、同表備考2中「250円」を「150円」に、「100円」を「150円」に改める。

別表第11中「13,000円」を「12,000円」に、「1,900円」を「1,700円」に改める。

別表第12中「1,500円」を「1,600円」に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の更新の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、改正後の別表第9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い風俗営業所の構造又は設備の変更承認申請等に係る手数料の額を改めるほか、道路交通法施行令の一部が改正されたことに伴い運転免許試験等に係る手数料の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。